

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則
  - 県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三三
  - 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 三三
- 告示
  - 青少年に有益な書籍として推奨する件 三三
  - 青少年に有害な図書類として指定する件 三三
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三
  - 道路の区域を変更する件二件 三三
- 公告
  - 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三三
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三
  - 福島県教育委員会教育長 三五
  - 一般競争入札を行う件 三五
  - 福島県内水面漁場管理委員会 三五
  - こいの持ち出し等について指示する件 三六
  - こいの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件 三六
  - 平成二十九年度目標増殖量を定めた件 三六

## 規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第七号

県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第二号中「第十六条第四項」を「第十五条の七第三項」に改め、同条第五号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の下に「（イ）に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則第一条の五第五号の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

### 福島県規則第八号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営大原団地の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

## 告 示

### 福島県告示第百一十一号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十九年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
二二九	とうだい	文 齊藤倫 絵 小池アミイゴ 発行所 株式会社福音館書店	推奨対象 幼児及び小学生（低学年）

二四〇	君の話をきかせて アーメル	作 ニキ・コーンウエル 訳 渋谷弘子 発行所 文研出版	推奨対象 小学生(高学年)及び中学生
二四二	折々のうた 春夏秋冬 春	著 大岡信 発行所 株式会社童話屋	推奨対象 中学生、高校生、青年及び一般

(こども・青少年政策課)

**福島県告示第百十二号**  
 福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。  
 平成二十九年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

六五九九	雑誌	臨増ナックルズDx v o l . 3 今年バクられる有名芸能人 (68517-50)	発行所 ミリオン出版株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
------	----	---	----------------	---

(こども・青少年政策課)

**福島県告示第百十三号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から平成二十九年二月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月十四日認可した。  
 平成二十九年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

**福島県告示第百十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十九年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道棚倉 鮫川線	東白川郡鮫川村大字赤坂西野字石ノ花一〇五番二地先から 同 郡同 村大字赤坂西野字寅卯平三七番一地先まで	変更前 変更後	一〇・四 二二・六	五一・一 五一・一

(道路計画課)

**福島県告示第百十五号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	相馬郡飯館村深谷字深谷前二四番一地先から 同 郡同 村深谷字深谷前一四番一地先まで	変更前 変更後	A 一四・〇 B 〇・〇	七四・四 七四・四

公 告

(道路計画課)

公告第三十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二十八年十月から同年十二月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

平成28年10月分  
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考
			分析検査 項目	指摘 事項	保証票 の検査	
加工家 さんふ ん肥料	株式会社伊奈 養鶏場	あぶくま100% 有機	TN, TP, TK	—	—	—

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量  
(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又は 販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考
			TN	TP	TK	TCu	TZn	TCaO	C/N	

堆肥	生産業者、 輸入業者又は 販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N	
堆肥	有限会社泉 崎畜産	牛ふん堆肥 崎畜産	0.8	1.1	1.2	12	61	0.4	18	60.3

平成28年12月分

(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又は 販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N	
堆肥	株式会社ボー デンフラー ム	ボーデン有 機1号	1.2	0.8	0.4	38	82	1.1	14	55.6

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量  
(農業総合センター)

公告第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、本宮市から二本松本宮都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

福島県教育委員会教育長

**公告第3号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか98施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年2月21日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県教育センターほか98施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成29年6月1日から平成30年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか98施設

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (5) 特定規模電気事業者にあつては、福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)（特定規模電気事業者にあつては2の(4)及び(5)）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年3月14日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話024-521-7754

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年3月14日（火）午後5時15分まで必着とする。

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、平成29年2月21日（火）から同年3月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年3月7日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 平成29年4月5日（水）午後2時
- (2) 場所 福島県自治会館8階予備室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年4月4日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 10 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural Education Centre and 98 other facilities  
1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 5 April 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 4 April 2017

(4) Contact point for the notice : Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-7754

(財 務 課)

## 福島県内水面漁場管理委員会

## 福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

こいの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

## 一 指示の内容

## 1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

## 2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

## 3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

## 二 指示の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

## 福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

こいの持ち出し等について指示する件（平成二十九年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

平成二十九年二月二十一日

## 阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

## 福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成二十九年度目標増殖量を次のとおり定めた。

平成二十九年二月二十一日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

漁業権番号	河川名	漁業権者名	こ	い	ふ	な	あ	ゆ	う		い	い	な	め	す	ざ	ぎ
									種苗放流	産卵場造成							
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	kg 42			kg 42		kg 126	尾 1,400	箇所 —	尾 2,800	尾 10,500	尾 —	万粒 100		kg 7	
内共第2号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	105			14		180	2,800	—	1,050	14,000	—	—		10	
内共第3号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	35			14		35	1,400	—	1,050	5,600	—	70		3	
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合 泉田川漁業協同組合	56			56		550	3,500	—	7,700	70,000	—	70		21	
内共第5号	熊川	熊川漁業協同組合	—			—		120	700	—	—	8,400	—	—		—	
内共第6号	富岡川	富岡川漁業協同組合	—			—		75	400	2	2,100	3,500	—	—		—	
内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	—			—		45	—	—	5,600	5,600	—	—		—	
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	28			—		250	700	—	21,000	24,500	—	—		14	
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	140			210		250	21,000	—	3,500	56,000	—	—		7	
内共第10号	鮫川	鮫川漁業協同組合	91			91		900	9,100	—	7,000	28,000	—	—		21	
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	2,800			1,050		1,200	140,000	—	39,200	66,500	—	700		70	
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	49			—		750	5,200	4	—	42,000	—	—		—	
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	63			1,050		—	94,900	2	17,500	7,000	—	—		35	
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	35			35		—	7,000	—	22,400	15,400	—	1,470		—	
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	28			28		—	3,500	—	8,400	5,600	—	700		20	
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	210			210		—	42,000	—	37,100	22,400	—	5,390		30	
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350			350		—	2,600	3	14,700	9,100	—	—		—	

内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組 合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同 組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組 合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合	140	—	—	2,000	3	24,500	33,600	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協 同組合	—	—	3,500	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	31,500	7,000	—	—	—
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—
合	計		5,474	4,172	11,277	453,800	24	513,800	585,200	32,200	10,740	245